

長野駅東口公園における Park-PFI による軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針に関する質問及び回答

事業者説明会での質問及び回答（ページ表記は公募設置等指針のもの）

番号	質 問	回 答
1	子育て支援についての施設は、市から具体的な要望はあるのか (P. 11①ウ)	具体的な要望はございませんが、子供を連れて方や障害のある方の利用しやすさにも配慮した計画を提案してください。
2	評価項目に子育てへの配慮が含まれているが、提案に関しては任意となっている理由は何か(P. 24③3)	任意提案としていますが、これに配慮した計画は評価点の加点対象となります。
3	一体的に利用している遊園地部分(P. 7赤破線内)に特定公園施設を計画することはできないのか	本制度の対象は都市公園の範囲となります。都市公園部分への設置をお願いします。また、遊園地部分も使用したイベントの開催などを提案いただくことは可能です。
4	景観に配慮したデザインとはどのようなことか。色彩の配慮が必要になるのか(P. 11①ウ)	長野市の景観を守り育てる条例による「長野市景観計画」に沿って計画してください。
5	公園全体を対象とするイベントでの使用料金は発生するのか	展示会や博覧会等の催しは1日当たり1㎡につき40円です。 臨時売店は1日当たり1㎡につき60円です。 (長野市都市公園条例別表3 参照)
6	建物面積の上限が760㎡という理解でいいのか (P. 5)	都市公園面積8,810㎡から既存建築物床面積を引いた残りの建築可能面積が760㎡となります。(P. 5、情報提供参考資料5)
7	来園者も利用できる駐車場の設置を、特定公園施設として提案できるか	本公園は長野駅に近く、来園者以外が長時間駐車する恐れがあるため、地元との協議により駐車場を設置しておりません。特定公園施設として、来園者も利用できる駐車場の設置は不可とします。 来店者用駐車場を設置する場合は、店舗の一部として公募対象公園施設の敷地内に計画してください。

8	北側の道路（都市計画道路栗田屋島線）から車両の出入り口を設置することは可能か	交差点とバス停が近接しており、交通安全上困難だと考えますので、ご遠慮願います。
9	建設に関する条件（P. 11）について ① 店舗正面の定義とは？ ② 樹木等による目隠しなどの景観対策とは公園側からなのか、道路側からのものなのか	① 入口の位置ではなく、公園側から視認しやすい方向を正面と考えています。 ② 駐車場の整備にあたっての植栽は、公園側・道路側に限らず、景観上必要となる場所を提案ください。
10	公募対象範囲の形状を変更することは可能か	原則として、公募対象範囲の変更はできません。 ただし、細部に関しては協議の対象とします。

長野駅東口公園における Park-PFI による軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針に関する質問及び回答

質問受付期間における質問及び回答（ページ表記は公募設置等指針のもの）

番号	質 問	回 答
1	「公園利用者の利便性がより一層向上する特定公園施設として、休憩施設（ベンチ、四阿等）、修景施設（花壇等）、植栽等の施設とし」と記載があるが、現状では不足しているという意見が公園利用者からあがっているとの理解でよいか。 (P. 13)	そのように理解しております。 なお、公園利用者から、「日陰やベンチが少ない」とのご意見をいただいております。また、関係者から、近年の熱中症対策を考慮した施設についても検討していただきたいと要望されています。
2	コインパーキングの導入は可能か。	公募対象公園施設の範囲内で、事業者が軽飲食施設の一部として管理する駐車場の場合は可能と考えます。本事業の目的に沿った駐車場の管理を提案してください。
3	看板設置可能な範囲は公園全体か。	本事業による利便増進施設としての看板等の設置対象範囲は、都市公園区域内です。
4	公園使用料の発生時期は公募対象公園施設の店舗の営業開始日でもよろしかったでしょうか。また公募対象公園施設の解体・現状復旧の期間は免除となりますでしょうか。（公募設置等指針P. 10及びP. 13）	使用料は公募対象公園施設の設置許可日から発生します (P. 13(4)参照)。 なお、使用料の免除は、店舗の営業開始までの期間とします。 (P. 10④参照)
5	公募対象範囲内に駐車場を設置する場合、使用料が生じる許可面積の対象となるのは駐車場車室のみでしょうか。それとも車路を含むアスファルト舗装全てでしょうか。（公募設置等指針P. 13）	使用料が生じる許可面積は、建築物・外構・駐車場(車路・通路を含む)等、事業者が使用する範囲が対象となります(P. 13(4)参照)。

6	公募対象公園施設建設時、土壌汚染や地中障害物等が発見された場合、汚染土壌の修復や地中障害物の撤去に要する費用等の負担についてご教示ください。また、そのことにより遅延が発生した場合、認定有効期間の延長が認められるのでしょうか。	土壌汚染や地中障害物が発見された場合の撤去・処分費用等の負担については、本市と事業者の協議事項とします。 認定有効期間の延長については、現在国土交通省に確認中です。確認でき次第、回答します。
7	協定書各条項をご教示ください。	11月中旬を目途に、基本協定(案)を長野市ホームページに提示します。
8	最優秀提案に選定され設置等予定候補者となり、協定書締結前に辞退した場合の取り扱い（ペナルティ等）についてご教示ください。	辞退した場合の取り扱いについては、現在のところ定めておりません。
9	現状、公園の維持管理にかかる費用及び頻度をご教示ください。（例：芝、植栽、トイレ清掃、園内清掃、噴水メンテナンス他）（公募設置等指針P.13）	芝生管理（刈込・肥料散布年3回、除草剤散布年1回）900,000円 芝生夏季灌水作業（7月から9月週3日、早朝2時間）420,000円 植栽管理（低木剪定年1回、植栽地除草年3回）540,000円 トイレ清掃（週2回）240,000円 噴水運転管理（4月始動前点検、7月点検、10月停止前点検）341,000円 ※金額は令和5年度の1年間に係る見込み額です ※その他・職員により随時除草・剪定・清掃作業を行っています
10	特定公園施設設置範囲及び隣接する多目的広場内の維持管理は任意提案となっていますが、費用負担区分についてご教示ください。（公募設置等指針P.13） （例：既存特定公園施設の修繕、新設特定公園施設の修繕、光熱水費、園内清掃、植栽維持管理、トイレ清掃他）	公募参加者が可能な維持管理作業内容、頻度等について提案してください。
11	公募対象公園施設建設中に天災地変、その他不可抗力等により工事を中断せざるを得ない状況になった場合認定有効期間の延長は認められるのでしょうか。	認定有効期間の延長については、現在国土交通省に確認中です。確認でき次第、回答します。

1 2	店舗名は「〇〇（屋号）長野駅東口公園店」でよろしいでしょうか。（公募設置等指針P. 12）	屋号を含むことは問題ないと考えます。また、店舗名に関しては協議の対象とします。
1 3	公園使用料の小数点以下の取り扱いについてご教示ください。また日割計算となった場合の取り扱いについてもご教示ください。（公募設置等指針P. 13）	公園使用料は、算定金額において10円未満を切り捨てとします。日割り計算においても同様です。 （長野市都市公園条例別表備考1 準用）
1 4	公募対象範囲及び特定公園施設設置範囲に自動販売機の設置は可能でしょうか。	公募対象施設として公募対象範囲への設置は可能です。 なお、設置場所等詳細については、本市との協議によるものとします。
1 5	事業終了時の現状復旧は現状の芝の状態まででしょうか。	現在の芝の状態に復旧することとします。
1 6	用途地域は近隣商業地域とありますが、商業地域ではないでしょうか。（公募設置等指針P. 5）	正しい用途地域は商業地域です。 指針を修正いたします。
1 7	公募対象範囲の変更は面積が変わらない場合、区画の変更は可能でしょうか。	原則として、公募対象範囲の変更はできません。 ただし、細部に関しては協議の対象とします。
1 8	公募等設置計画の有効期間20年（計画の認定から）と設置管理許可最大20年（設置管理許可から）に差異がありますが、どちらが優先でしょうか。（公募設置等指針P. 14）	公募等設置計画の有効期間が優先です。 設置管理許可を更新する場合の許可期間は、公募設置等計画の期間内となります。
1 9	現状、当公園の活動や事業に関与されている団体について、その概要（活動の内容・頻度等）も含めて、具体的にご教示ください。（公募設置等指針P. 13）	活動団体 長野駅東口公園愛護会（栗田区、北中区、七瀬区で構成） 活動内容 草取り（3回/年）近隣企業・団体と協力して実施 ゴミ拾いは随時実施している
2 0	公募設置等計画に代表企業名及び構成企業名を記載することは可能でしょうか。（公募設置等指針P. 13）	代表企業名及び構成企業名を記載することは可能です

2 1	<p>確認申請は都市公園と一体の土地で行うと伺いましたが電気引込、上下水の引込、つなぎ込みは既存から分岐して繋ぐという考えでよろしいでしょうか。その場合、容量は十分確保されているのでしょうか。また別途引き込みは可能でしょうか。</p>	<p>公園施設の電気・上下水道からの分岐は原則認めません。本事業で整備する施設に必要な電気・上下水道等は、別途引き込みが可能です。</p>
2 2	<p>施設所有者と経営事業者が異なる場合の記載方法をご教示ください。各々作成とのことでよろしいでしょうか。（様式16-1, -2, -3, -4）</p>	<p>事業者毎にシートを作成し、各項目を集計したシートも作成してください。</p>
2 3	<p>「46使用料（臨時出店等）」とありますが、臨時出店等の公園使用料の詳細をご教示ください。（様式16-2）</p>	<p>臨時売店等に係る使用料は、1日当たり1㎡につき60円です。（長野市都市公園条例別表3 参照）</p>